

厚生労働省作成の化学物質管理に係る 業種別・作業別マニュアル等の周知について

令和6年度から全面的に施工された労働安全衛生法における新たな化学物質管理規制では、危険性・有害性が確認されている全ての化学物質について各事業場においてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき局所排気装置の設置、保護具の着用等労働者が取り扱う化学物質にばく露する程度を最小限にするための必要な措置を自ら選択し講じることが義務付けられました。また、令和8年度には対象物質が約2900物質に拡大します。

厚生労働省では、事業者の皆様が適切な化学物資管理を実施できるよう、業種・作業別の化学物質管理マニュアル及びその解説テキスト（以下、「マニュアル等」という。）の作成を行っております。

今般、労働災害が多く発生しているビルメンテナンス業、食料品製造業、飲食店等（自動車補修塗装作業含む）のマニュアル等を以下のとおり、厚生労働省のホームページで公表されていますので適切な対応をお願いします。

- ・厚生労働省 HP 業種別マニュアル及び化学物質管理マニュアル解説テキスト
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html)